

Point 1 基本保険金額以上の年金原資額がご契約時に確定します

Point 2 据置期間は5年・10年から選択できます

Point 3 目的にあわせてコースを選択できます

この保険は、据置期間中の死亡保険金や解約払戻金は抑制して、年金原資を大きくしています。

しくみ図＜イメージ＞

しくみ図＜イメージ＞は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

年金重視コース

- 据置期間中の介護や認知症にそなえる保障を無くすことで介護認知症保障コースより高い積立利率が設定されます。
- そのため、将来の年金原資をより大きくふやすことができます。

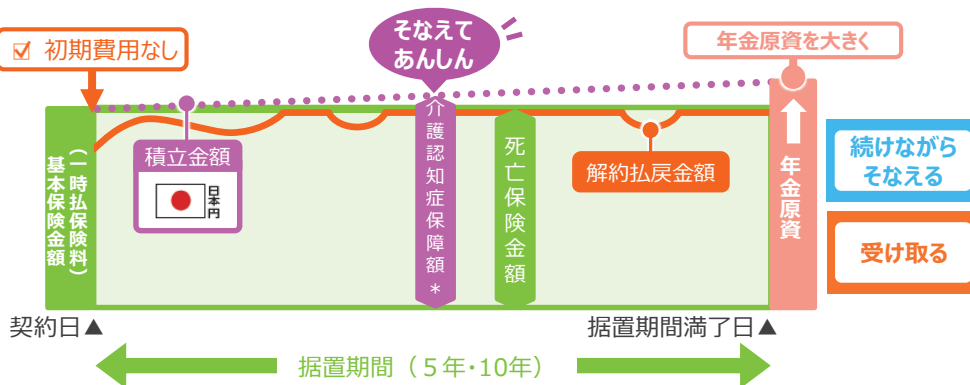


介護認知症保障コース

- 基本保険金額以上の介護認知症保障額でそなえられます。
- 据置期間中に、つぎの状態となった場合、介護認知症保障額が受け取れます。

公的介護保険制度 要支援1以上

認知症と診断確定



* 一時払保険料に積立利率を用いて計算された金額となります。

主な取扱規程

据置期間	5年	10年
被保険者の契約年齢	40～90歳	40～85歳
基本保険金額	100万円以上、7億円以下（1,000円単位）	通貨
年金の種類	確定年金（年金支払期間：5～40年（5年刻み））、年金原資確保型終身年金	日本円
付加できる主な特約	終身保険移行特約、介護認知症年金支払移行特約、指定代理請求特約、年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約	



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利の変動等により、損失が生じることがあります。

商品の概要					
主な保障内容		お支払事由		お支払金額	
介護認知症年金 ※介護認知症保障コースの場合		被保険者が据置期間中に公的介護保険制度の要支援1以上または所定の認知症に該当し、介護認知症年金支払日に生存されているとき		介護認知症年金支払開始日における積立金額を介護認知症年金原資として計算した介護認知症年金額	
死亡保険金		被保険者が据置期間中に死亡されたとき		被保険者が死亡された日の基本保険金額と同額	
年金		被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき		年金支払開始日の前日における積立金額を年金原資として計算した年金額	
据置期間		5年または10年	解約払戻金	あり	配当金 なし

⚠️ この保険にはリスクがあります。

■ 「やさしい円ねんきん 2」は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を解約払戻金額に反映させる仕組みとなっており、また死亡保険金額および解約払戻金額を一定金額以下に抑制する一方で、年金原資額、介護認知症年金原資額（介護認知症保障コースの場合）について、基本保険金額以上の金額を保証する仕組みの個人年金保険（生命保険）です。

■ 死亡保険金額および解約払戻金額は、一時払保険料（年金支払開始日変更後は基本保険金額）を上回ることはありません。

■ 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

積立利率とは

- 積立利率は積立金額を計算する際の利率であり、基準金利に最大1.5%を増減させた範囲内で当社が定める利率から、当社の定める保険契約関係費率を差し引いた利率のことをいいます。
- 積立利率は当社が定める期間における対象となる指標金利の平均値に基づいて毎月2回（1日と16日）設定されます。

お客さまにご負担いただく諸費用

- 「やさしい円ねんきん 2」にかかわる費用はつぎの合計となります。
- 据置期間中
- | | |
|-------------------|--|
| ご契約の維持等に
必要な費用 | 積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「介護認知症の保障に必要な費用（介護認知症保障コースの場合）」を控除したうえで定めております。したがって、据置期間中に新たにご負担いただく費用はありません。 |
|-------------------|--|

解約または減額をした場合

据置期間中に解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。

据置期間：5年

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%

据置期間：10年

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%

※年金支払開始日を変更（据置期間を延長）した場合は、変更基準日からの据置期間中に解約・減額される際、経過年数に応じた解約控除率がかかります。解約控除率は変更基準日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。

介護認知症年金支払開始日以後、年金支払開始日以後
(年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合を含みます)

年金の支払 管理等に必要 費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率* *年金の支払管理等に必要費用は、介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年費用をT & Dフィナンシャル生命が定めます。 なお、年金の支払管理等に必要費用は介護認知症年金支払開始日・年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。 また、年金の支払管理等に必要費用は将来変更される可能性があります。
-----------------------	--

代理店手数料

- 代理店手数料は、契約時のお客さまへの商品やリスクの説明等、ならびに契約期間中のアフターフォロー等の対価として、基本保険金額に次の率を乗じた金額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます（年金支払開始日を変更し、据置期間を延長した場合も代理店手数料が支払われます）。
- 代理店手数料は、諸費用に追加して、お客さまに別途ご負担いただくものではありません。

据置期間	5年：0.40%	10年：0.60%
------	----------	-----------

※年金支払開始日を変更した場合の手数料率は、変更基準日の率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。

- 本資料は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。
- 本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されております、「無配当生存保障重視型個人年金保険（I型）」を「年金重視コース」、「無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）」を「介護認知症保障コース」、無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）の「連動通貨」を「通貨」、「介護認知症年金原資額」を「介護認知症保障額」として記載しております。

【募集代理店】

株式会社 千葉銀行

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

お客さまサービスセンター

☎ 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

https://www.tdf-life.co.jp

2024年10月版

316-24-A369 [登録番号 TDF-24-E-48 登録年月 24.10]